

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	旅館業経営許可		
根拠法令及び条項	旅館業法第3条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 別紙		
34審査基準 設定年月日	平成27年 2月 1日	審査基準 最終変更年月日	平成27年 2月 1日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(12日) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年 2月 1日	標準処理期間 最終変更年月日	平成27年 2月 1日
所管部署	健康部 生活衛生課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙

- 環境衛生主管課長会議における質疑応答集の送付について（昭和32年8月29日衛環発第56号厚生省環境衛生課長通知）
- 学校周辺の旅館業について（昭和32年11月1日衛環発第58号厚生省環境衛生部長回答）
- 旅館業法第3条に関する疑義について（昭和33年1月8日衛環発第3号厚生省環境衛生部長回答）
- 旅館業法による営業許可の取扱上の疑義について（昭和33年2月10日衛環発第10号厚生省環境衛生部長回答）
- 旅館業法の運用について（昭和33年3月10日衛環発第28号厚生省環境衛生部長回答）
- 旅館業法第3条第2項本文後段の解釈について（昭和33年6月23日衛環発第53号厚生省環境衛生部長回答）
- 学校周辺の旅館業について（昭和33年10月25日衛環発第89号厚生省環境衛生部長回答）
- 学校周辺の旅館業の許可の取扱について（昭和41年2月24日環衛発第5021号厚生省環境衛生課長回答）
- 簡易宿所営業のm許可に関する疑義について（昭和42年11月29日環衛発第7155号厚生省環境衛生課長回答）
- 旅館の床面積の算定について（昭和46年6月24日環衛発第114号厚生省環境衛生課長回答）